

# 佐賀県議会 大規模災害時対応マニュアル

## 第1章 目的等

### (1) 目的

・平成28年4月に発生した熊本地震を契機に、県議会・議員が、県の執行機関（以下「執行部」という。）や関係機関と連携しながら、より積極的な役割を果たしていくため、大規模災害（震度5弱以上の地震又は津波警報以上が発生した場合）時の対応マニュアルを策定する。

### (2) マニュアルのポイント

#### ①県議会・議員の役割の明確化

・これまで、執行部主体で行っている被災地の支援について、県議会・議員もより積極的な役割を果たすこととし、その役割を明確にする。

#### ②県議会議員の安否確認方法の明確化

・これまで、電話による安否確認が多かったが、地震発生直後に電話の利用が困難となる場合が考えられることから、電子メールを用いて安否を確認することを明確化する。

#### ③大規模災害発生初期の県議会・議員の対応の明確化

・これまで、大規模災害の発生が少なかった本県では、県議会・議員の初動対応についてのルールが不明確だったため、これを明確化する。

## 第2章 大規模災害時の県議会・議員の役割

### (1) 基本的な役割

#### ①県民の意見、要望の把握

・被災状況の確認に加え、各議員が、執行部等による被災者の救助活動が完了した後に、被災地や避難所を訪問するなどして、被災地の県民の意見や要望を把握し、執行部に伝えることにより、県政に適確に反映させる。

・また、こうした意見、要望については、個々の議員が県の「災害対策本部」等へ直接情報提供するのではなく、佐賀県議会事務局（以下「事務局」という。）総務課を連絡窓口とし、情報提供を行う。

#### ②国等への政策提案

・県民や被災市町の意見、要望を踏まえ、激甚災害の指定をはじめとする財政支援等について、時宜を捉えて国等に対し政策提案を行う。

### ③条例・予算等の議案審議

・執行部から提案された条例や補正予算等の議案審議を通じて、県の施策や事業執行の点検を行い、県民の意見、要望を適確に反映させる。

### ④執行部の活動状況の県民への説明

・災害対応等の執行部の活動状況を、機会を捉えて県民へ説明する。

### ⑤執行部の対策事業の効果の検証等

・執行部の大規模災害対策事業について、その進捗確認や効果の検証等を行う。

## (2) 執行部との関係

### ①県議会・議員と執行部との連絡窓口

・事務局総務課を連絡窓口として一本化する。

### ②議事運営及び予算審議上の配慮

・議会開会中に発生した大規模災害に対し、執行部が緊急な対策を行う場合、休会や出席要求者の縮小など、議事運営上の配慮を行うとともに、速やかな予算執行等ができるよう、専決処分などの予算決定方法について配慮を行う。

## (3) 市町及び国との関係

### ①市町との関係

・県議会・議員は、市町の被災状況や要望の把握、被災市町の災害対応の支援に努める。

### ②国との関係

・時宜をとらえ、国の関係省庁への政策提案などを積極的に行う。

## 第3章 大規模災害発生後の対応

### I 安否確認

#### (1) 議員の安否確認

##### ①議員から事務局への連絡

・震度5弱以上の地震又は津波警報以上の場合に行う。

##### ②連絡方法

・iPadやパソコン活用し、事務局アドレス ([gikai@pref.saga.lg.jp](mailto:gikai@pref.saga.lg.jp)) に、メールで安否等を連絡する。(※「緊急連絡網(議員関係) (略)」)。議会開会中等で直接安否確認が可能な場合を除く)

なお、震度6弱以上の地震又は大津波警報以上の場合の安否確認については、人事課の「登庁可能者確認システム」を活用する。

### ③連絡内容

・人的被害の有無、財産被害の有無、議会への登庁の必要がある場合はその可否等（同上）を連絡する。

### (2) 事務局職員の安否確認

・事務局職員については、「佐賀県地域防災計画（H28.3.25改正）」及び「佐賀県災害時緊急対応業務実施マニュアル（H25.3.28作成）」に定める方法により、安否確認を行う。

## II 大規模災害発生直後の対応

### (1) 本会議等開会中（「フロー図1」参照）

#### ①地震の揺れを感知した場合

- ア 揺れが大きい場合・・・議長等の判断で暫時休憩を宣言（又は流会）
- イ 揺れが軽微な場合・・・本会議等を継続

#### ②暫時休憩とした場合

- ・全議員は、会派控室又は安全な場所で待機する。
- ・事務局は、傍聴者等の安否確認、避難誘導を行うとともに、全議員へ、震度情報や執行部の対応状況等を報告する。
- ・避難誘導については、「佐賀県庁舎等消防計画（略）」による。
- ・事務局は、議会棟の安全確認を行う。

#### ③対応方針の協議

##### ア 議会棟が安全な場合

- ・議会運営委員会を開催し対応方針を協議し、本会議を再開して対応方針等（延会又は閉会）を決定する。

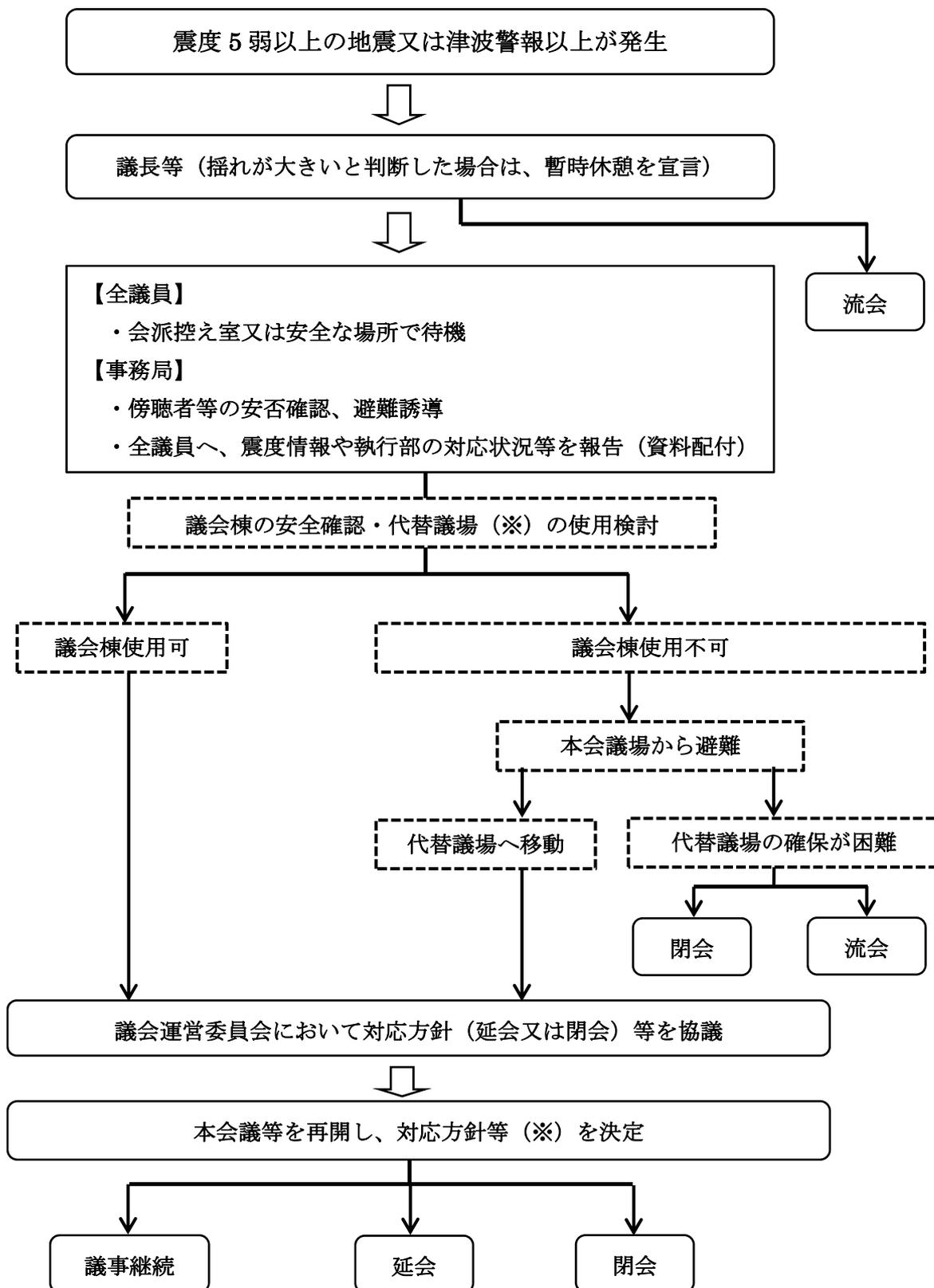
##### イ 議会棟が危険な場合

- ・本会議場から避難し代替議場へ移動したうえで、議会運営委員会を開催し対応方針等を協議し、本会議を再開して決定する。
- ・代替議場の確保が困難な場合は、閉会（又は流会）する。

#### ④その後の対応

- ・事務局は、全議員へ、震度情報や執行部の対応状況等を iPad を活用して報告する。
- ・議員は、自治会、消防団等とともに、地域の支援及び地域住民の要望聴取などに積極的に従事する。

フロー図 1 (本会議等開会中)



(2) 本会議閉会中（「フロー図 2」参照）

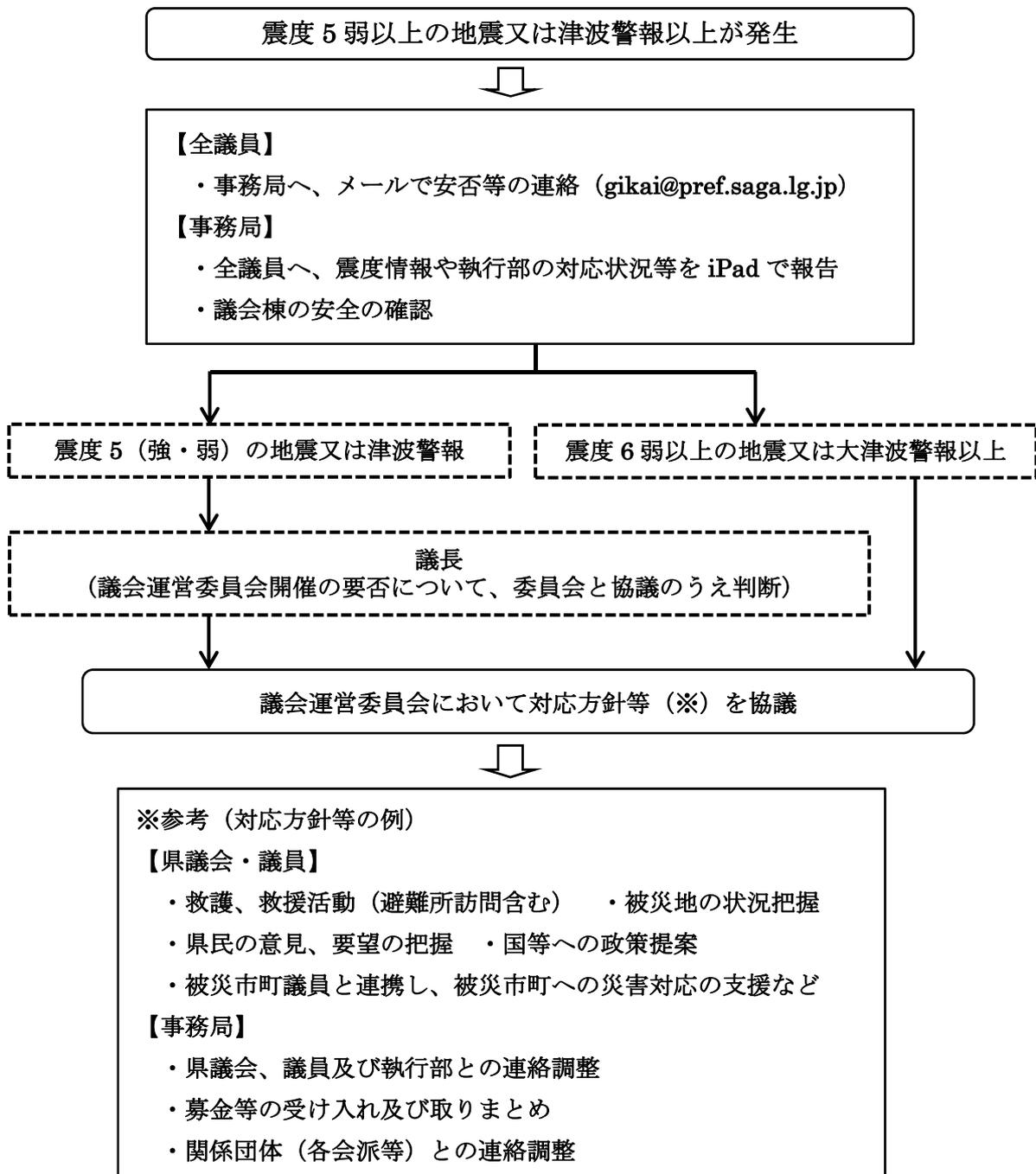
①状況報告等

- ・事務局は、全議員へ、震度情報や執行部の対応状況等を iPad を活用して報告する。
- ・議員は、自治会、消防団等とともに、地域の支援活動に積極的に従事する。

②対応方針の協議

・「震度 5（強・弱）の地震又は津波警報」の場合には議長の判断により「震度 6 弱以上の地震又は大津波警報以上」の場合には、議会運営委員会を開催し、今後の対応方針を協議し決定する。

フロー図 2（本会議等閉会中）



## Ⅱ 大規模災害発生後（発生から2週間程度）の対応（別紙「地震発生後の対応」参照）

### （1）発生から2～3日程度

#### ①議会・議員

- ・被災地の状況把握及び救護・救援活動 ・避難所の支援  
（但し、上記はいずれも、執行部等による被災者の救助活動が完了した後に行う。）
- ・議会運営の協議

#### ②事務局

- ・議長・副議長に、議員及び職員の安否情報を報告
- ・関係団体（各会派等）との連絡調整 ・執行部との連絡調整
- ・議員への被災情報の提供 ・マスコミ取材対応

### （2）発生から1週間程度

#### ①議会・議員

- ・被災地の状況把握及び救護・救援活動 ☆避難所の支援
- ・県民の意見、要望の把握及び事務局への情報提供
- ・被災市町と連携し、被災市町の災害対応の支援
- ・議会再開に向けた準備（議会中断の場合）

#### ②事務局

- ・募金等の受け入れ、取りまとめ
- ・関係団体（各会派等）との連絡調整 ・執行部との連絡調整
- ・議員への被災情報の提供 ・マスコミ取材対応
- ・県民の意見、要望の執行部への情報提供
- ・議会再開に向けた準備（議会中断の場合）

### （3）発生から2週間程度以降

#### ①議会・議員

- ・国等への政策提案
- ・議決案件（予算、復興計画）の審議、議決
- ・被災地の状況把握及び救護・救援活動 ・避難所の支援

#### ②事務局

- ・本会議、委員会の開催
- ・関係団体（各会派等）との連絡調整 ・執行部との連絡調整
- ・議員への被災情報の提供 ・マスコミ取材対応

## 第4章 平常時の備え

### (1) 議員

- ①議員連絡網の作成：「緊急連絡網（議員関係）（略）」のとおり
- ②防災に関する議員研修会等の開催
  - ・定期的に研修会等を開催することにより、防災に関する知識を習得する。
- ③防災士の資格取得奨励
  - ・防災士の資格取得に努め、地域防災のアドバイザーとして、広く県民に防災意識の啓発を図る。

### (2) 事務局

- ①職員連絡網の作成：「緊急連絡網（職員関係）」（略）
- ②避難・誘導計画の作成：「佐賀県庁舎等消防計画」（略）のとおり
- ③通報訓練等の実施：開会中の避難誘導、議員の安否確認など、随時に訓練を実施する。
- ④事務局長、副事務局長、議長秘書の公用携帯電話について、災害時優先電話（※）を設定する。  
（議長、副議長他の個人名義の携帯電話については、災害時優先電話の設定はできない。）

【※参考「佐賀県災害時緊急対応業務実施マニュアル（H25.3.28作成）」抜粋】

〈代替拠点として想定される本庁舎の近隣施設の状況〉

施設名	本庁からの 距離 (km)	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	駐車場 (台)	電話 回線	公共ネッ トワーク	インターネ ット環境
自治会館	約 0.1	1,490	2,275	約 10	6	無	○
市村記念体育館	約 0.4	2,083	4,318	約 34	1	無	○
佐賀土木事務所	約 2.6	8,406	4,019	約 165	12	有	○
佐賀総合庁舎	約 3.5	13,525	6,429	約 300	16	有	○
県総合運動場	約 3.7	187,983	—	約 1,000	3	一部有	○
県総合体育館	約 3.9	34,427	12,235	約 350	3	無	○

【※参考「災害時優先電話」】

- ・電気通信事業者は、災害等緊急時において、国、県、市町などの災害救助機関が扱う重要通信を優先的に取り扱うこととされている。（電気通信事業法第8条）